

# 給付付き税額控除の意義と課題

2025年11月25日  
外交研究会講演

東京財団シニア政策オフィサー 森信茂樹

# 給付付き税額控除とは

- ・「給付付き税額控除」は、中低所得者や世帯を対象に、減税と給付を組み合わせて所得の再分配を行う制度で、欧米など多くの先進国で導入されている。
- ・1975年米国で導入され、90年代クリントン政権により拡充されました。英國ではほぼ同時期にブレア政権のもと勤労税額控除として導入された。
- ・背景には、単に所得の再分配を行うというだけではなく、勤労を通じて豊かな生活をめざす「ワークフェア思想」がある。働き始めて所得を得ると税や社会保険料負担が生じ勤労インセンティブが低下し、貧困から抜け出せないポバティートラップ（貧困の罠）が生じるが、これをなくすもの。
- ・英國では、給付に一本化され、職業訓練や求職活動が義務付けられ、スキルの向上の上で労働市場に復帰させる「トランポリン型労働政策」として導入された。
- ・先進諸国の「給付付き税額控除」には4つのバリエーションがある。
- ・なぜ今議論になったのか

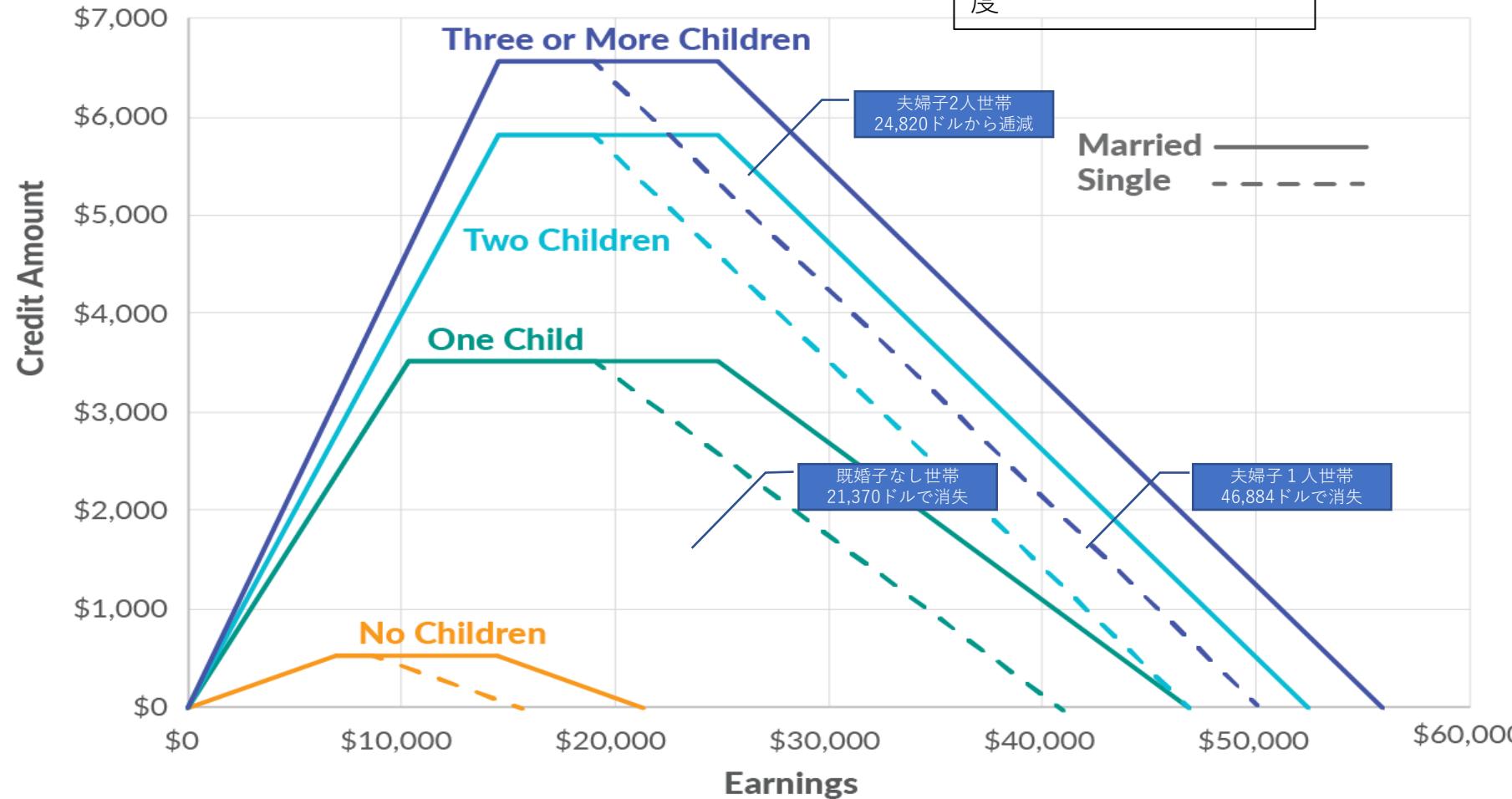
## 給付付き税額控除の4つの累計

第1類型—勤労税額控除 (EITC)	勤労により自助努力で生活能力を高めていくことを支援。ポバティトラップ対策。英国ブレア、米国クリントンのワークフェア思想。英国ではトランボーリン型社会保障として積極的労働政策と組み合わされ活用。英国(ユニバーサル・クレジット) やドイツなどでは「給付」になっている。
第2類型—児童税額控除 (CTC)	世帯人数に応じ税額控除・給付。母子家庭の貧困対策・子育て支援による少子化対策に有効。米国・英国・カナダなどで導入。勤労税額控除より高い所得水準まで適用されている。
第3類型—社会保険料負担軽減税額控除。	低所得層の税負担・社会保険税負担を緩和。社会保険料と相殺するので、還付・給付はなし。オランダで導入(韓国も考え方はこの類型)。
第4類型—消費税逆進性対策税額控除。	消費税の逆進性緩和策として導入。基礎的生活費の消費税相当分を所得税額から控除、実際は給付。カナダ、ニュージーランドなどで導入。

## The Phase-In and Phaseout of the EITC

Credit Amount by Marital Status and Number of Children

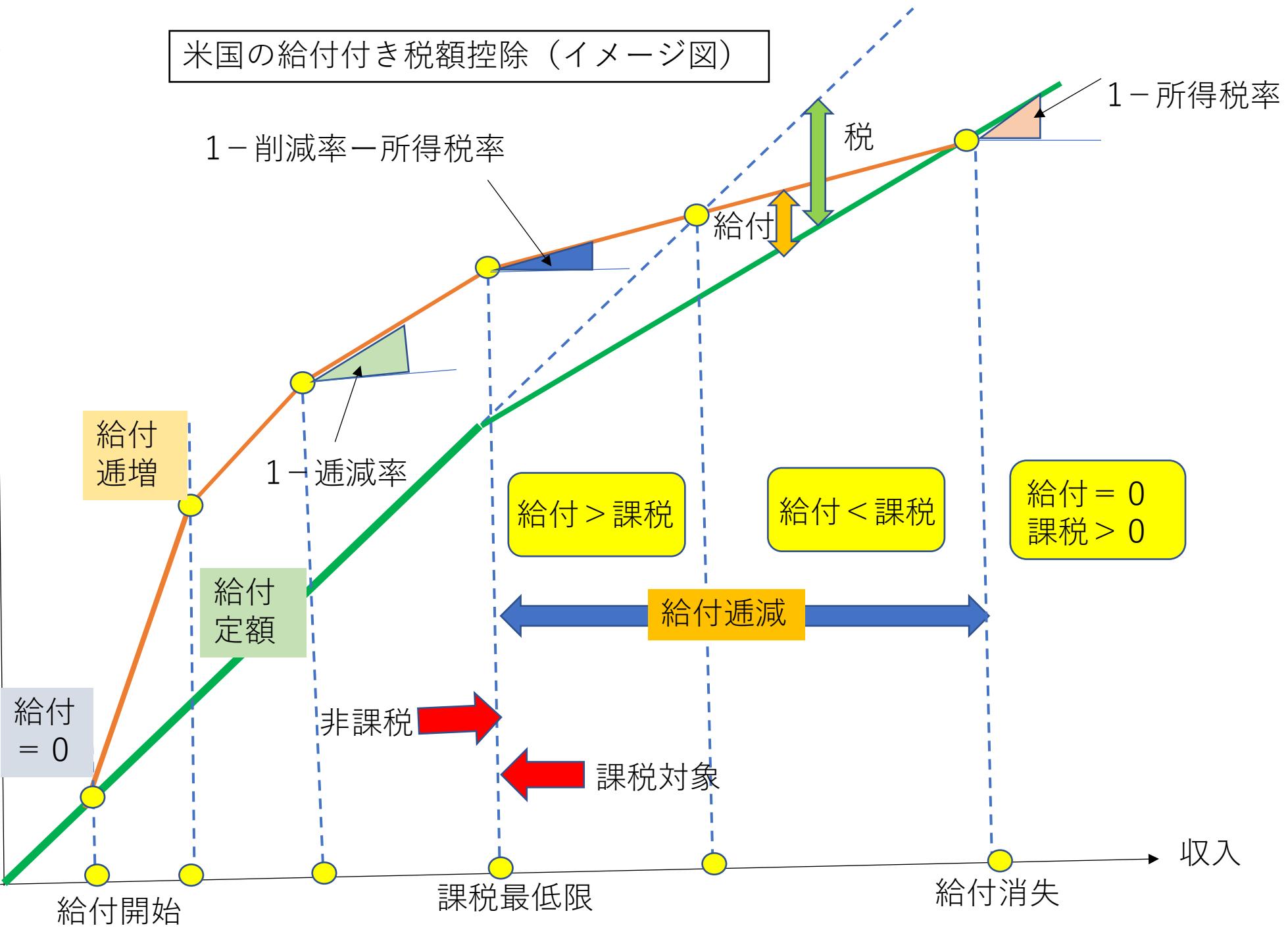
米国の勤労税額控除制度



Source: Amir El-Sibaie, "2019 Tax Brackets," Tax Foundation, Nov. 28, 2018.

可処分所得

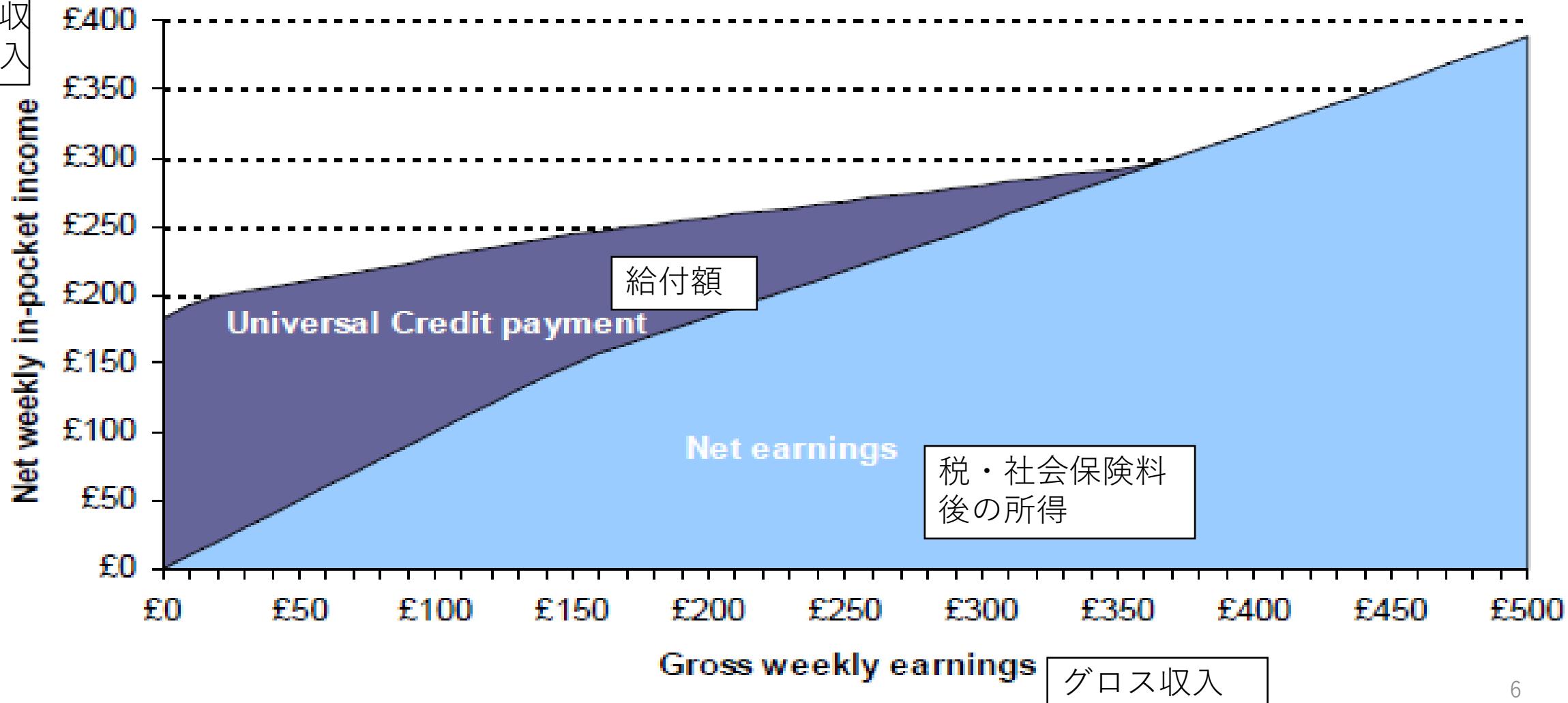
### 米国の給付付き税額控除（イメージ図）



手取  
収入

Universal Credit tops up earnings - illustrative single claimant with £100 per week housing costs

勤労インセンティブを与えるため中低所得者に所得に応じて給付する制度



可処分所得

### 英国の給付付き税額控除（イメージ図）

**Administrative Earnings**  
**Threshold (AET)**  
= 最低限稼得が期待されている所得水準

1 - 削減率 - 所得税率

1 - 遅減率

給付

1 - 所得税率

給付 > 課税

給付 < 課税

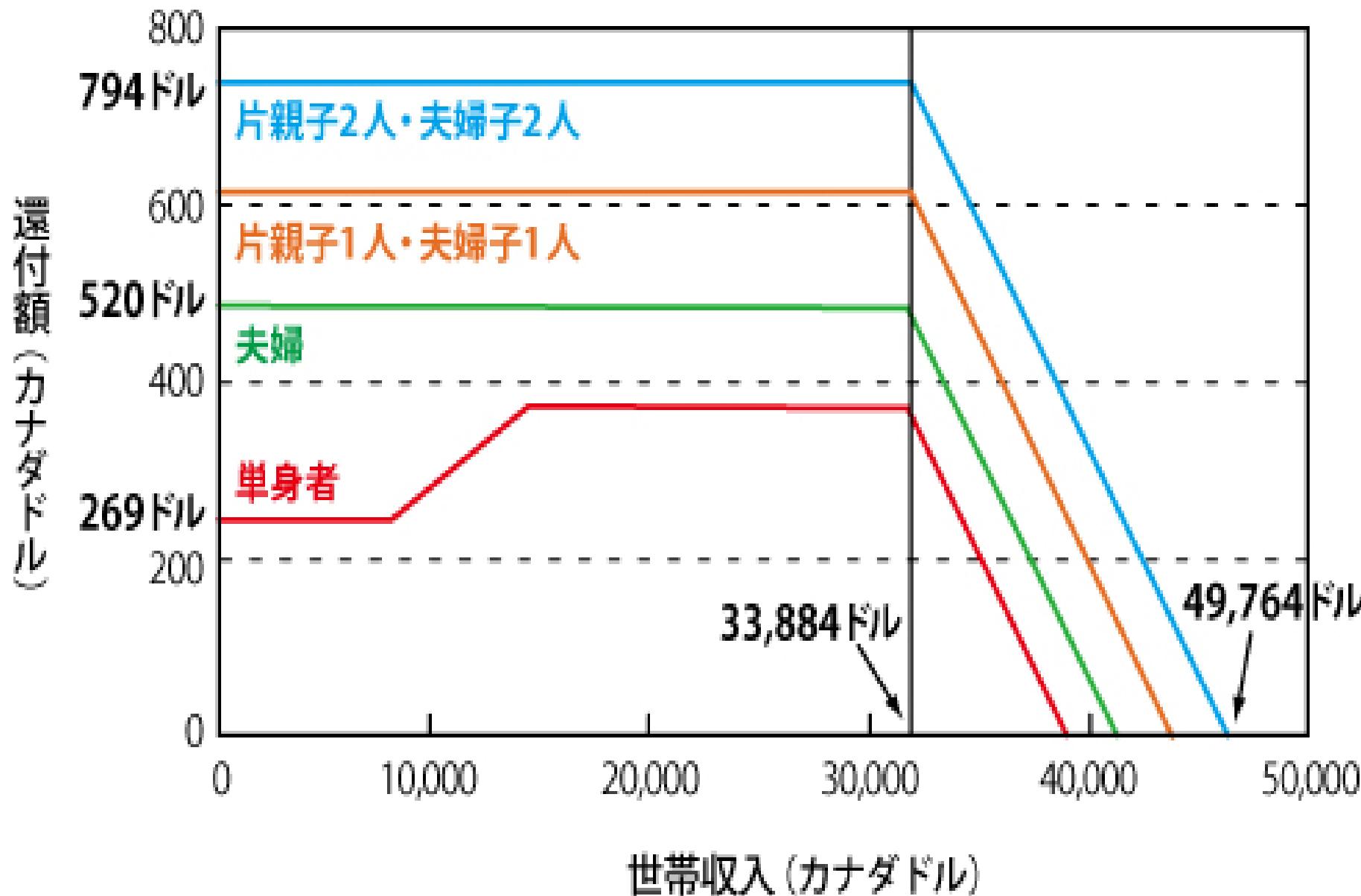
給付 = 0  
課税 > 0

非課税

課税対象

収入

## カナダの消費税逆進性対策税額控除(2012年)



# 給付付き税額控除のわが国における議論の経緯

- ・ 納付付き税額控除（税と社会保障を結び付けて国民のセーフティーネットを構築する）の議論が初めて行われたのは福田内閣（2007年9月-2008年9月）時代で、07年11月の税制調査会答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」には「給付付き税額控除の議論について」以下の記述がある。
  - ・ 「近年、アメリカ、カナダ等の諸外国では、給付と組み合わされた税額控除制度が導入されているが、我が国でもこうした制度の導入を検討してはどうかという議論がある。・・・若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されている。・・・国民の安心を支えるため・・・議論を行っていくことには意義がある」としつつ、課題として「正確な所得の捕捉方法」を上げ、今後「議論が進められていく必要がある」。
- ・ その後麻生内閣時の **09年の所得税改正法附則 第104条に、給付付き税額控除の検討が書きこまれた。**

「給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるもの）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること」

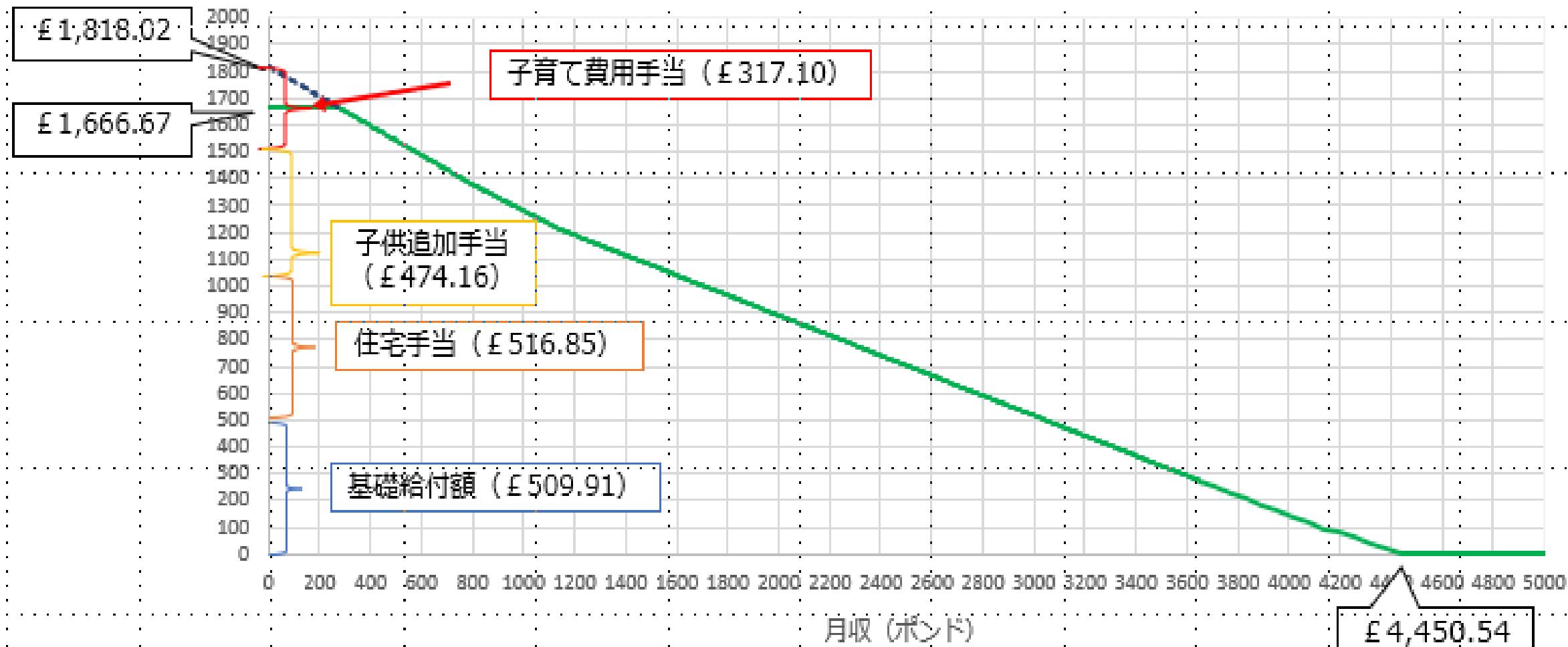
- ・ 直後の09年9月に民主党に政権交代した。民主党政権では、所得税改革の方向性として、「所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け・・・所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換を進めます」と記述（選挙マニフェスト、2010年度税制改正大綱）
- ・ 社会保障・税一体改革の**税制抜本改革法（2012年8月）第7条に「消費税の逆進性対策」として総合的な検討が明記された。**
- ・ 課題は「正確な所得の把握」だったが、2016年に番号が導入され正確な所得把握の条件は整った。また2025年のシステムの標準化・ガバメントクラウドもほぼ完成。インフラも整いつつある。デジタル庁は、「デジタルセーフティーネット」の必要性を記述。
- ・ 2024年に定額減税と給付を組み合わせた岸田減税が行われたが、隙間に落ちる者が3200人と多数な上、調整給付の計算など地方自治体に多大なコスト負担。減税と給付を一体化した給付付き税額控除への関心が高まる。
- ・ **これまで4つの議論時 ①定率・定額減税議論、②消費税軽減税率議論時、③コロナ・定額給付金、④岸田減税時**
- ・ なお、東京財団（政策研究所）では、2007年から継続的に研究・提言を行ってきた。

## 英国のユニバーサル・クレジット（**実際は給付**）

- ・ブレア政権時に導入された給付付き税額控除は保守党政権により、ユニバーサル・クレジット制度として拡充された。
- ・児童税額控除、住宅手当、所得補助、求職者給付、雇用支援給付、勤労税額控除の6種類の給付が統合され、税額控除と給付の2本立ても廃止され、貧困対策・子育て支援として**雇用年金省**による世帯単位での毎月給付となった。
- ・実施のため**リアルタイムインフォメーションが導入**。給与所得者については、企業が毎月の給与、源泉徴収税、社会保険料等を、支払と同時に歳入関税庁に報告、直ちに雇用年金省に**情報連携**され、月々の給付額に反映される。
- ・給与所得者以外の受給者は、自ら所得情報の変動を毎月、雇用年金省に報告することで給付に反映される。
- ・給付を受け取るには、求職活動、就労支援プログラムへの参加、最低限の労働時間相当の活動が義務付けられ違反すると給付停止。
- ・ジョンソン政権は、このインフラを活用して、困窮者やフリーランスに直接迅速なコロナ対策給付を行った。

# ユニバーサルクレジット 受給額のモデルケース（2021年）

共働き子2人世帯（25歳以上）の受給額（ポンド）



# ユニバーサルクレジットの受給条件

- **1. 基本的な受給資格（就労可能者の場合）**
- **年齢**：18歳以上、国家年金受給年齢未満（State Pension age 未満）
- **居住**：英国に住んでいること
- **資産**：世帯での貯蓄・資産合計が £16,000 以下
- **所得水準**：世帯収入が一定額以下（給与・自営業収入・年金なども含めて計算）
- **在留資格**：「居住権（right to reside）」を持っていること（英國籍、アイルランド籍、Indefinite Leave to Remain、EU settled / pre-settled status など）
- **就労条件：**

## 求職活動を行うことが義務

- 求職サイトでの応募
- 面接への参加
- 就労支援プログラムへの参加

## 最低限の労働時間相当の活動

- 通常、週35時間の就職活動や研修を行うことが求められる（ただし育児や通院等で免除や減免の可能性あり）

## 収入の目安

- 目標は最低賃金ベースでの週35時間労働に相当する収入（例：フルタイム相当）
- この額に満たない場合は、引き続き「求職活動の証明」が必要

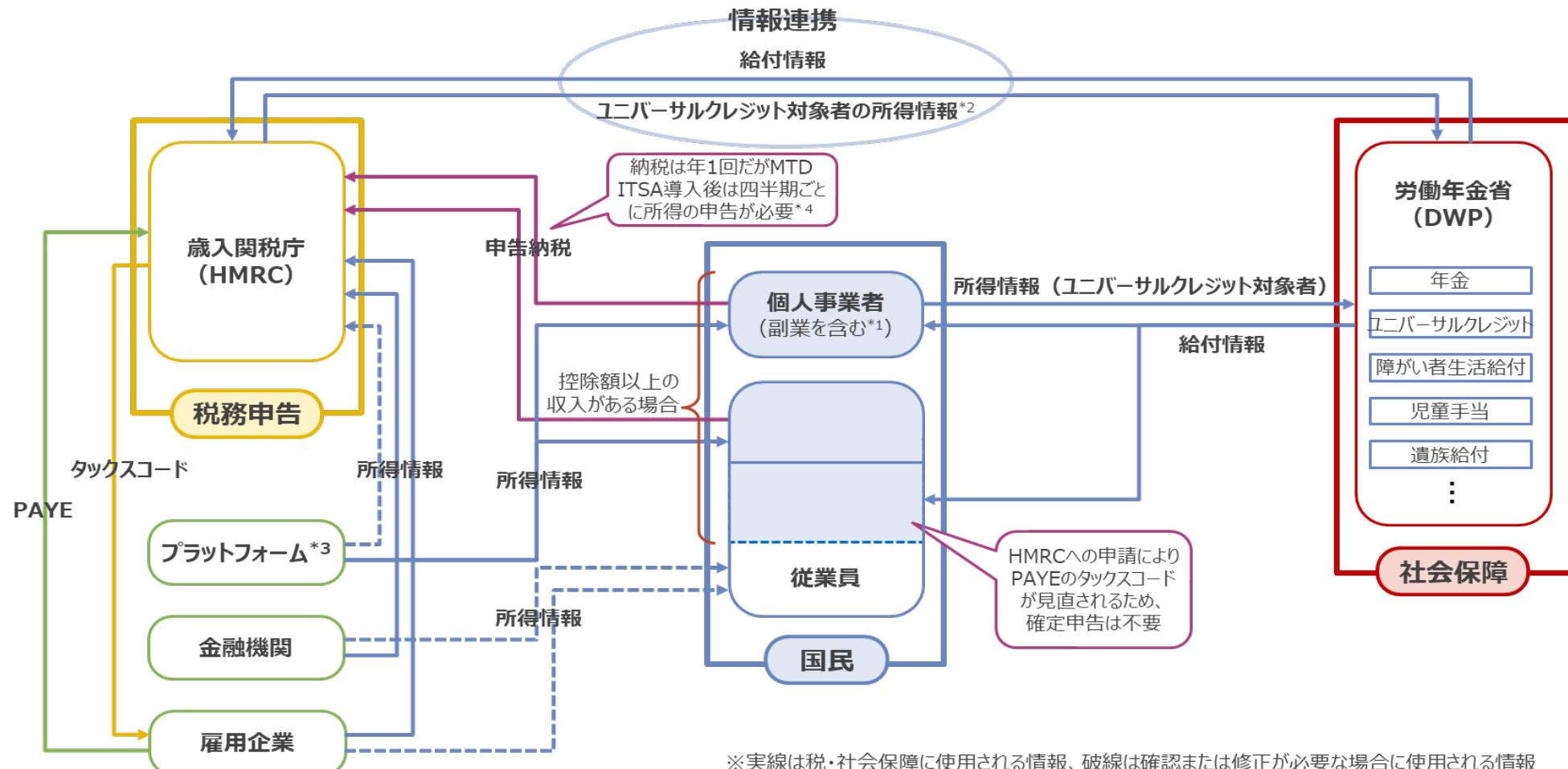
## ワークコーチとの面談

- Jobcentre Plusで定期的に面談し、求職計画（Claimant Commitment）を更新・遵守すること

## 違反時の制裁（Sanctions）

- 求職活動を怠る、面接の無断欠席などにはUC支給が数週間～最長3年停止されることがある

## 英国の税と社会保障の連携（ユニバーサルクレジット）のイメージ



\*1: 定期的な収入がある場合は個人事業者とみなされ、事業税の対象となる

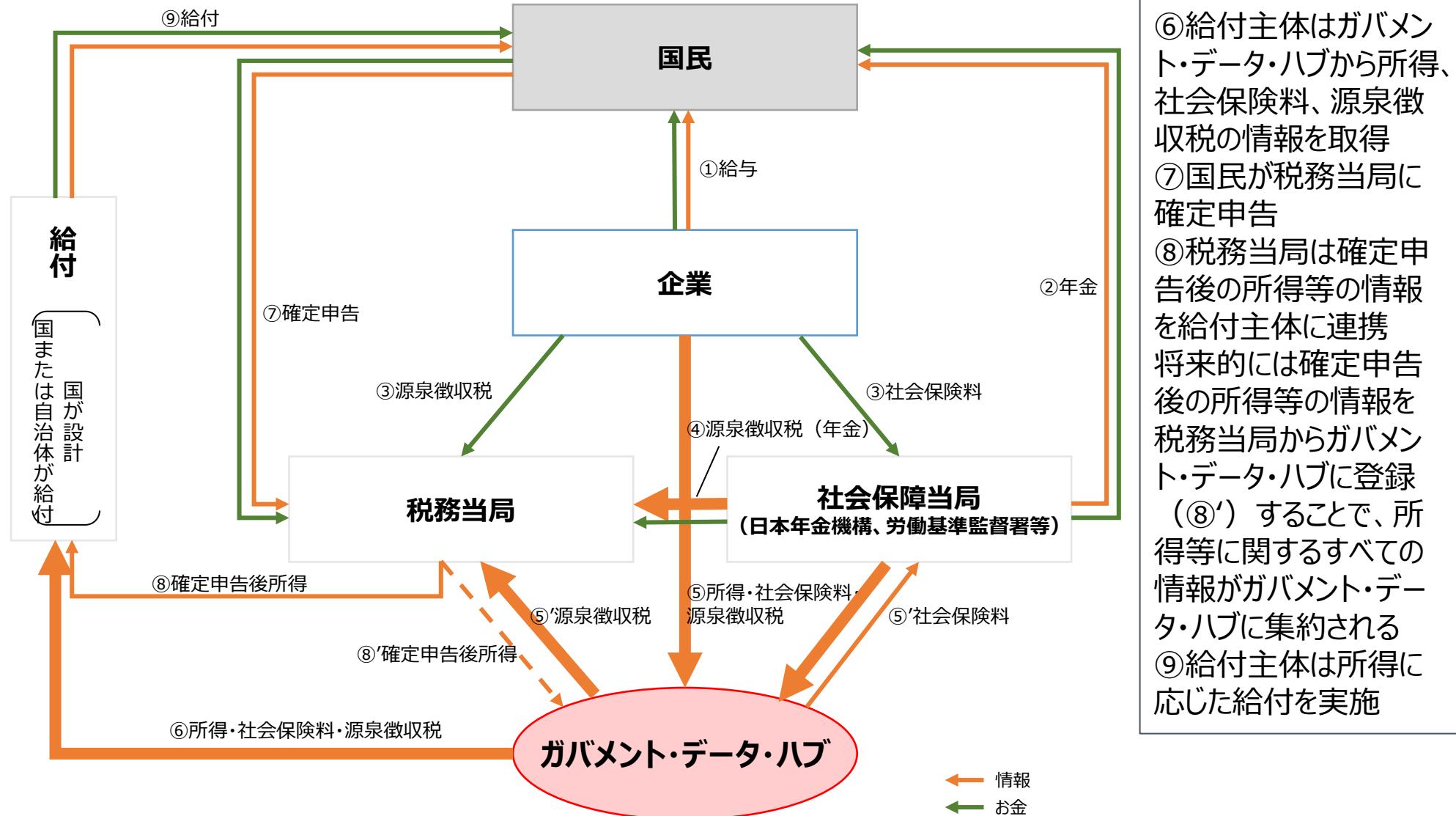
\*2: ユニバーサルクレジットの対象者は予めHMRCに登録され、その月の所得情報は遅くとも翌日までにはDWPに報告される

\*3: OECDのレポートингルールの導入は2024年1月1日から、最初の報告期限は2025年1月末の見込み

\*4: MTD ITSAは2024年4月から導入予定

# ガバメント・データ・ハブによる税（所得情報）と社会保障給付の連携（イメージ）

- 企業は、給与等から所得税、社会保険料を徴収した差額（手取り）を本人に支払い
- 日本年金機構は、年金から所得税、社会保険料（介護保険料、国民健康保険料等）を徴収した差額（手取り）を本人に支払い
- 企業は、徴収した所得税、社会保険料を納付
- 日本年金機構は徴収した所得税、社会保険料を納付
- 企業および日本年金機構は、給与または年金（所得）、社会保険料、源泉徴収税の情報をガバメント・データ・ハブに登録



- 給付主体はガバメント・データ・ハブから所得、社会保険料、源泉徴収税の情報を取得
- 国民が税務当局に確定申告
- 税務当局は確定申告後の所得等の情報を給付主体に連携
- 将来的には確定申告後の所得等の情報を税務当局からガバメント・データ・ハブに登録
- （⑧'）することで、所得等に関するすべての情報がガバメント・データ・ハブに集約される
- 給付主体は所得に応じた給付を実施

# ガバメントデータハブの概要

- ・拡充された所得情報を社会保障につなげるためには、国、地方の各行政機関、日本年金機構、民間企業等がそれぞれデータを管理しつつ、共通で利用できる仕組み「ガバメント・データ・ハブ（仮称）」を構築する必要がある。
- ・法定調書に基づく情報は（国税当局に提供されるとともに）すべてガバメント・データ・ハブを通じて納税者に提供される。納税者はそれを税務申告（e-Tax）に活用するとともに、社会保障官庁（あるいは自治体）はその所得情報を共有し、必要に応じて各種給付に活用する。
  - ・ハブの構築にあたっては、すべての支払についてデータ化したうえで提供されることが必要。現行の国税の各種法定調書についても、他の機関が利用できるようにするために、データで情報をやり取りする必要がある。デジタル手続法の「ワンストップの原則」に則り、社会保障官庁などが必要に応じて所得データなどを利用できるハブの構築のためには、情報提出を義務付ける給付に係る統一的な法令の制定が望ましい。
- ・将来的には、ガバメント・データ・ハブを介した情報の提出頻度を月次にまで高めることで、企業による健康保険等に係る算定基礎届の提出が不要になるほか、特定公的給付などにおいて住民税非課税世帯と比べ精度の高い給付やプッシュ型給付が可能になる。
- ・英国では、これに近いリアルタイムタイムインフォーメーション制度（RTI）が構築されている。このようなデジタル化の利点を活かした仕組みの構築を急ぐ必要がある。
- ・また、金融機関から特定口座年間取引報告書等の情報が提出されるため、配当所得と株式譲渡益等を名寄せして把握することも容易になるので、社会保障給付へ資産所得要件を加味するといった制度の導入も可能になる。

# 認定クラウドと社保税OSS

- ・認定クラウドとは、「政府が求めるセキュリティ要求を満たすクラウドサービスをあらかじめ評価し、リストに登録する制度で、現在、国税庁告示で定める要件に適合するクラウドサービス事業者等が国税庁長官の認定を受けて、法定調書の提出に利用されている。
- ・デジタル庁は、社保税OSS（社会保険・税手続きのオンライン・ワンストップサービス）というコンセプトで、申請・届出手続きのワンストップ化、およびクラウド等を利用したデータ共有により、企業が行う社会保険・税手続の簡素化を実現するしくみを構築している。このうち後者は、法令に基づき、これまで企業から各行政機関に別々に提出していた各種資料について、企業が、民間提供のクラウド上にデータを保存し、そのデータへのアクセス権を各行政機関に付与するというものである。
- ・各行政機関はそのアクセス権を用いて当該データ入手することにより企業からの資料の提出が不要となる。企業にとっては、各行政機関から求められる資料を作成してそれぞれの機関に提出するという事務コストを縮減できるメリットがある。
- ・また、企業が有する電子データに各行政機関が各々アクセスする仕組みなので、情報共有の迅速化、情報の保護という利点がある。加えて、行政機関が收受した情報の二次利用ではなく、生の電子データへのアクセスなので、行政機関にとって個人情報保護や守秘義務等の制約が少ないと考えられる。
- ・一方、クラウドサービス事業者は、各行政機関等の「認定」を受ける必要がある。課題としては、民間のクラウドサービスを利用する仕組みであるため、企業とクラウドサービス事業者の間でクラウド利用契約の締結が必要となり、初期投資費用やクラウド利用料などの負担が生じ、活用のインセンティブが働かないこと、民間企業が既に利用しているクラウドサービスへのアクセス権を与える場合には民間企業側に抵抗感が生じること、などがある。
- ・ガバメント・データ・ハブの構築に当たっては、この制度が馴染む企業や業界を見極め、必要に応じて拡充していくことを念頭に置く必要がある。

## 給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）

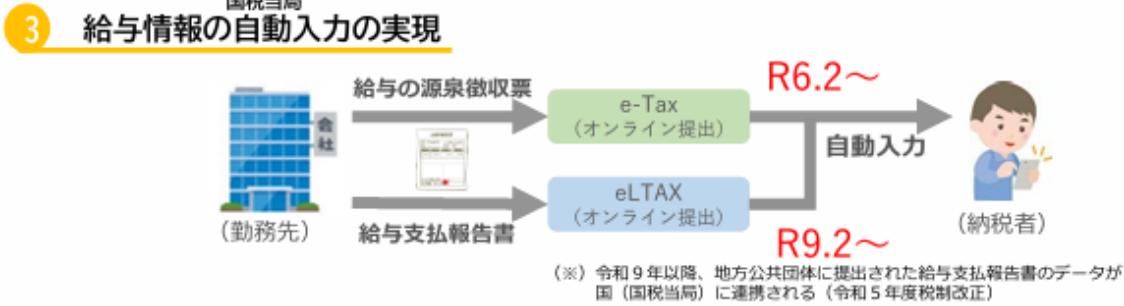
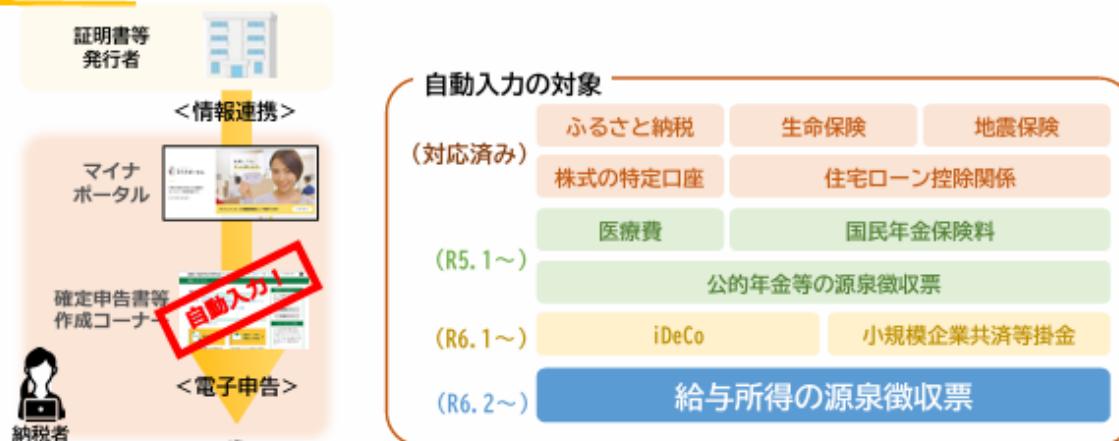
- ◆ 申告納税制度のもとで、確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を目指し、マイナポータル連携による自動入力の対象拡充に取り組んでいます。
- ◆ 直近においても、令和6年2月から給与所得の源泉徴収票の自動入力が実現しました。

### 1 将来イメージ

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択



### 2 現状



# なぜ必要か

1、「アベノミクスによる中間層の二極化」と「シルバー民主主義への反発」を背景に「財政ポピュリズム」が誕生した。「103万円の壁」に焦点が当たるが、就労にインセンティブを与えるべく税・社会保険料負担を再設計することが必要ではないか。

2、高水準の失業手当がある欧州諸国では、「働き始めると税・社会保険料負担が生じ手取りが減るので手当の方が得と就労をやめ失業者の数が減らなかつた（ポバティートラップ・貧困の罠）。このモラルハザードをなくし「ワークフェア」を促す政策として、減税と給付（還付）を組み合わせ導入されたのが給付付き税額控除。

3、参考にすべきは英国のユニバーサル・クレジット。税と社会保険料を一体的にとらえ、世帯単位で所得に応じて「給付」する。所得再分配を行いながら人的資本の向上を促し雇用の円滑化などを通じて経済成長にもつながる成長戦略。就職氷河期世代の非正規雇用者、増加するギグワーカーなど所得が不安定で雇用保険というセーフティネットからこぼれおちる者への対策。**第2のセーフティネット。**

4、制度には、所得情報と給付をつなぐシステムが必要。マイナンバーで所得が把握され、自治体システムの標準化が進み、バメントクラウドの活用で対応可能。「国が設計し、地方が給付する」方式で導入できる体制が整いつつある。まずは地方自治体の持つ前年度所得情報を国のがバメントクラウドで集約してデータベースを構築。中期的には**ガバメント・データ・ハブ（仮称）**が必要。縦割りの「シン・ゴジラ現象」から脱却し、「**社会保障・税一体改革2.0**」として検討。

## 参考文献

森信編著「給付つき税額控除－日本型児童税額控除の提言」（中央経済社 2008年）

森信著「ベーシックインカムと給付付き税額控除」（フィナンシャル・レビュー 2024年8月）

デジタルエコノミーと税制研究会「デジタルエコノミーと税制」提言（2023年11月、2024年11月、2025年11月）**ジャパン・タックス・インスティチュート（提言・報告書）**

## デジタル・セーフティネットとは

- ・番号（マイナンバー）を活用して税務情報（所得情報）と社会保障を連携させて、安心して働くセーフティーネットの構築で、欧州諸国や米国に導入されている。
- ・そのためには「情報入手」「情報連携」「制度設計」の3つが必要
- ・セーフティーネットの対象を判断するためには正確な所得の把握が大前提。働き方改革などで増加したフリーランスやギグワーカー、副業などで多様化した所得を番号制度（マイナンバー）を活用して効率的に把握する必要。
- ・勤労者は勤務先の会社から（認定クラウドの活用）、フリーランスは発注先から、ギグワーカーは仲介プラットフォーマーから。そのためには法定資料制度（資料情報制度）の法律改正が必要。
- ・現在、所得情報の社会保障官庁・自治体への連携は不十分で、誰が生活困窮者なのか把握も十分でなく、コロナ関連給付も、国民全員に10万円給付するか、住民税非課税世帯に限定するかなどアナログ基準による給付が行われている。参考になるのは、デジタル庁の8月25日WG資料。
- ・将来的には、国・地方がセーフティーネットの対象者を見つけだし、申請なしで給付する「プッシュ型」給付も可能になる。
- ・それまでの間は、マイナポータルを活用した対応が可能。本人が収入先からポータルに情報入手し必要に応じ社会保障官庁に提供。
- ・「情報入手」と「情報連携」、次の課題は「制度設計」。目指す制度の手本は、英国のユニバーサルクレジット（給付付き税額控除）。
- ・制度構築には霞が関の縦割りを排し、デジタル庁が音頭を取り、厚労省、こども家庭庁、文科省、総務省（地方自治体）、内閣府などが省庁の枠を超えて協力する体制づくりと、それを裏打ちする総理・官邸の強いリーダーシップが必要。
- ・第一段階は、自治体の前年度課税所得を国で収集して、それをもとに中低所得者にリスクリミングや就職活動などを条件づけて給付する。第2段階は、国がガバメント・データ・ハブを構築し、中低所得者に、リスクリミングや就職活動などを条件づけて毎月（あるいは四半期ごとに）給付することとしてはどうか。

# 給付付き税額控除導入の論点 1

## 1、政策目的

税制と社会保障制度を一体的にとらえ、所得再分配を効率よく行える新たな政策ツール。加えて就労促進、子育て支援（少子化対策）、消費税逆進性対策などの効果も持つ。積極的労働政策と位置づけ、失業・休業中の職業訓練（能力開発）の条件化・ペナルティーとセットで「第2のセーフティネット」として、個人単位で導入することが望ましい。その場合、就職氷河期世代の非正規雇用やネットで単発の仕事を請け負うギグワーカーなどにも対象を広げる。

## 2、既存の社会保障制度との整合性

- （1）生活保護制度、求職者支援制度、さらには最低賃金制との整合性
- （2）英国ブレア政権は、トランポリン政策として積極的労働政策とセットで導入。米国では、「最低賃金でフルタイム働けば貧困ラインから抜け出せる」ことが基本哲学。

## 3、制度の簡素化

- （1）米国で不正受給の多い原因是、制度の複雑性にある。申告（米国）ではなく申請（英国、カナダ）に。
- （2）減税と給付の組み合わせではなく、給付一本にすることが必要。
- （3）給付のいらないオランダ型は魅力的。年末調整の活用は可能か
- （4）資産要件——一定以上の資産がある者を適用除外するためには、銀行預金付番の義務付けが必要。それまでの間は、マイナンバーで把握されている特定口座の金融所得（配当と株式譲渡益）を受給条件とする（米国）。

## 給付付き税額控除導入の論点 2

### 4、執行にまつわる課題

#### (1) 納付一本にする

先進諸国の例をみると、徴収の一元化を前提に税務官庁が執行する米国型と、英国のユニバーサルクレジットに代表される社会保障官庁による給付型の2種類。わが国では所得情報と給付の情報連携で国が給付し地方自治体が関与するするという方法が望ましい。

#### (2) マイナンバーの活用

マイナンバーで把握している所得と給付の情報を連携させるシステムが必要となる。現在地方自治体は住民全員の所得を把握しており、国税と地方税の情報連携の仕組みや、国のガバメントクラウドを活用したマイナンバーと紐付く情報連携の基盤「情報提供ネットワークシステム」を構築し、給付と連携させることとしてはどうか。第2段階として、「ガバメント・データ・ハブ」の構築による給付制度を整える。

### 5、縦割り行政の弊害の排除（最大の課題）

わが国の「シン・ゴジラ化」している縦割り行政を変えるには、官邸のリーダーシップが必要。責任官庁を集め、地方自治体の協力・関与も含めて、わが国の実情に合った制度を検討する必要がある。  
預金付番については、所管官庁を決めて検討を開始する必要がある。

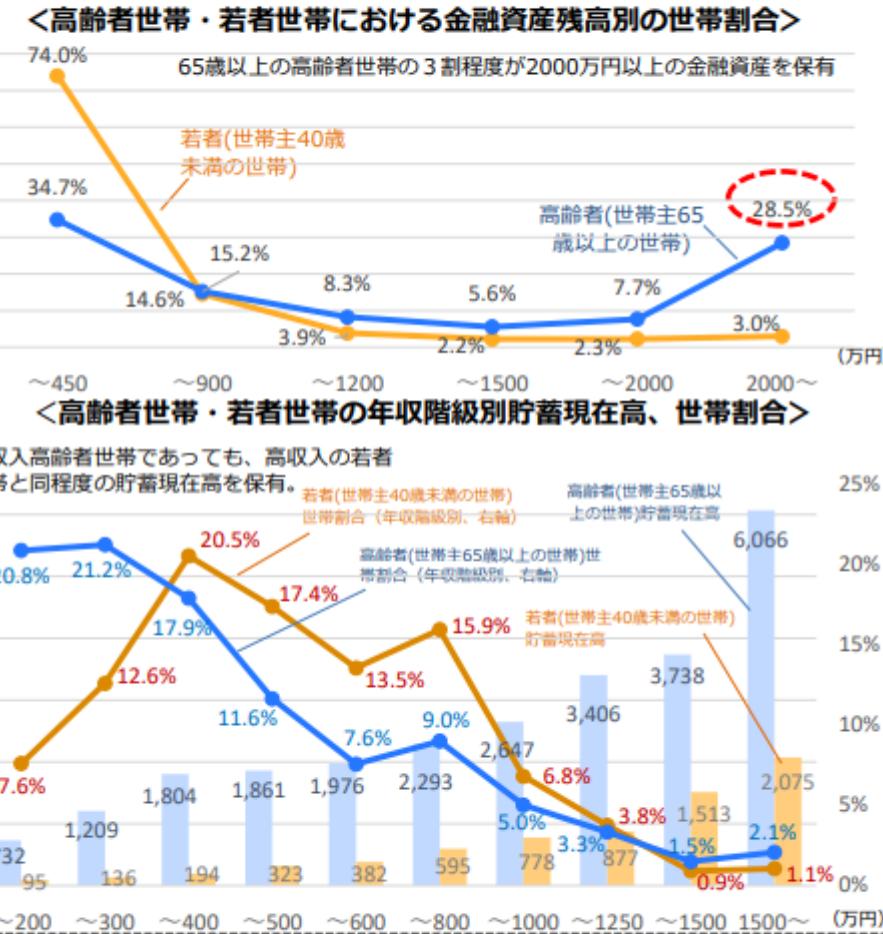
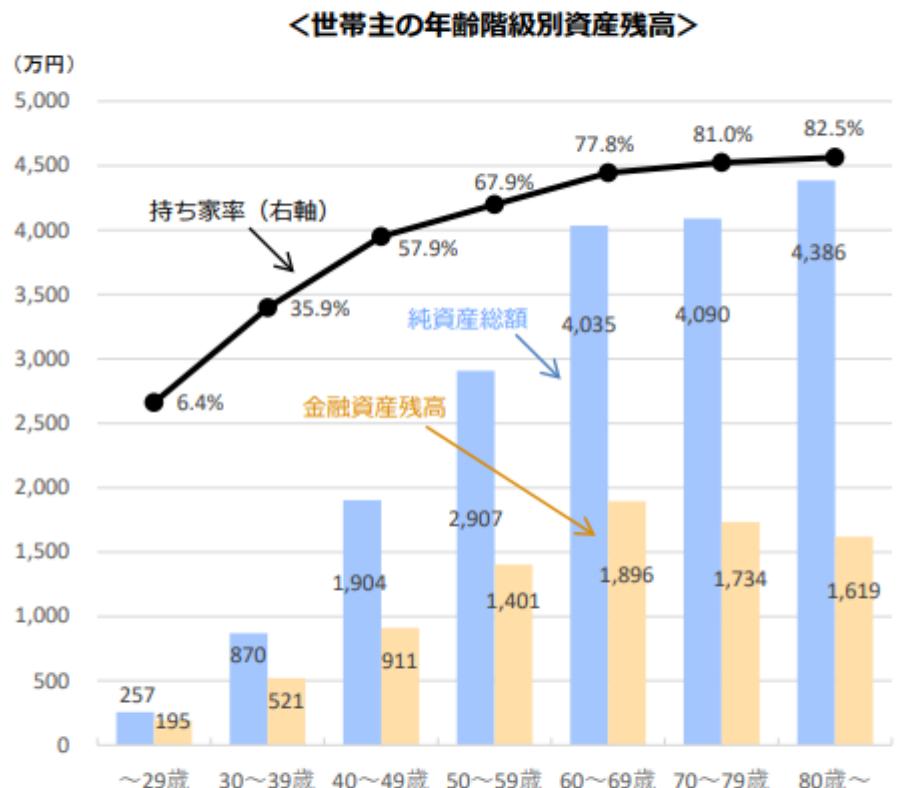
### 6、財源

小さく始めて大きく育てる。金融所得課税の強化、租税特別措置の見直しなど

将来的には「税・社会保障一体改革2.0」で議論

（增收分はすべて支出するので、国民全体としては負担増はない。再分配のツール）

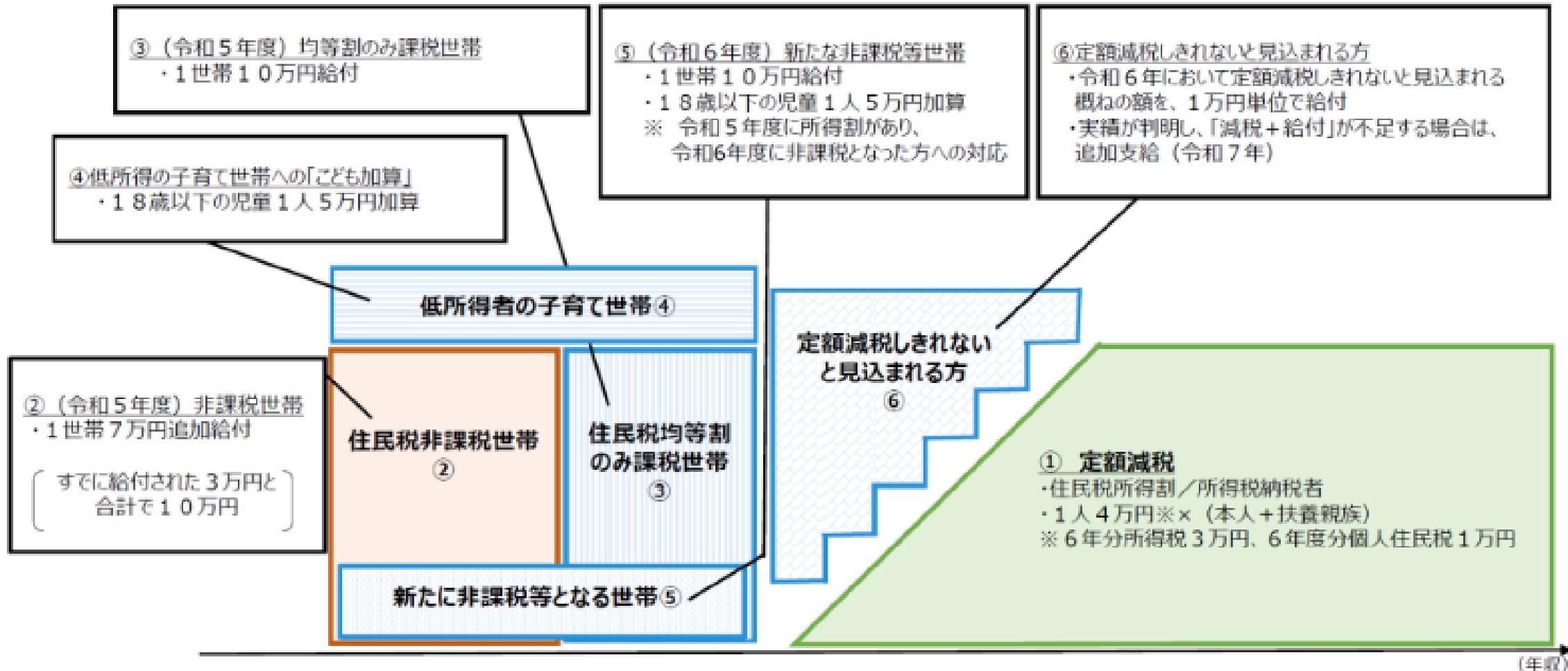
- 高齢者は、現役と比べて平均的に所得水準は低い一方で、貯蓄現在高は高い。また、所得が低い高齢者の中にも相当の金融資産を保有するケースもある。しかし、（介護保険における補足給付を除き）高齢者の負担能力の判断に際し、預貯金等の金融資産は勘案されていない。



## 【改革の方向性】(案)

- まずは、現行制度の下での取組として、医療保険における入院時生活療養費等の負担能力の判定に際しても、介護保険の補足給付と同様の仕組みを適用すべき。さらに、医療保険・介護保険における負担の在り方全般について、マイナンバーを活用して、金融資産の保有状況も勘案して、負担能力を判定するための具体的な制度設計について検討を進めていくべき。

# 定額減税と給付



# 進む公金受取口座

## 公的給付を素早く確実に受け取れるように

公金受取口座を活用することにより年金や児童手当等、様々な給付金の受取がスムーズに。

デジタル庁においては、給付手続・給付事務を効率化する観点から、**公金受取口座の登録・利用を推進しています。**

**緊急時においても迅速に給付が可能になる、特定公的給付制度の利用も推進しています。**

### 1年の成果・進捗

#### **公金受取口座の登録・利用の推進、特定公的給付により迅速な給付を実現。**

公金受取口座の登録件数は2022年8月から約5,400万件増加し、2024年6月末では約6,320万件となっています。この公金受取口座は、個別の法律に基づく162種類の給付金等の受取において利用可能になりました。また、個別の法律に基づかない緊急時の給付金等に指定する特定公的給付制度は、1,732件の給付を指定した実績があります。2024年6月末までに、公金受取口座を使用して給付金等を支給した自治体数（都道府県及び市区町村数）は全1,788自治体のうち1,437自治体です。あわせて公金受取口座を一層安心してご利用いただけるために、ご本人以外の口座を登録している可能性が高いものについては、その解消に向けた取組を行っています。

# 給付対象者数

- 給付対象者数は、3万円給付が大人864万人、子供140万人、1.5万円給付が大人819万人、子供225万人と推定できる。

世帯収入300万円未満と300～400万円の人員数から、生活保護の被保護者数を引き算し、給付対象者数を推定

	年間収入階級(万円)				
	200未満 250	200～ 300	250～ 300	300～ 350	350～ 400
世帯数分布(抽出率調整)	6,370,903	3,212,528	3,434,099	3,805,381	3,810,733
世帯人員(人)	1.37	1.57	1.77	2.06	2.24
18歳未満人員(人)	0.1	0.14	0.16	0.27	0.32
65歳以上人員(人)	0.63	0.7	0.75	0.77	0.79
65歳以上無職者人員(人)	0.56	0.6	0.66	0.68	0.67



世帯収入別人員	200未満 250	200～ 300	250～ 300	300～ 350	350～ 400
18歳未満人数(万人)	64	45	55	103	122
現役世代人数(万人)	408	235	295	388	431
65歳以上有職者人数(万人)	45	32	31	34	46
65歳以上無職者人員(万人)	357	193	227	259	255

## 生活保護被保護者数

18歳未満(万人)	24
現役世代(万人)	74
65歳以上(万人)	69

・年金受給者と生活保護受給者を除外。

・65歳以上は年金受給者と仮定。

・生活保護被保護者は世帯年収300万円未満と仮定。

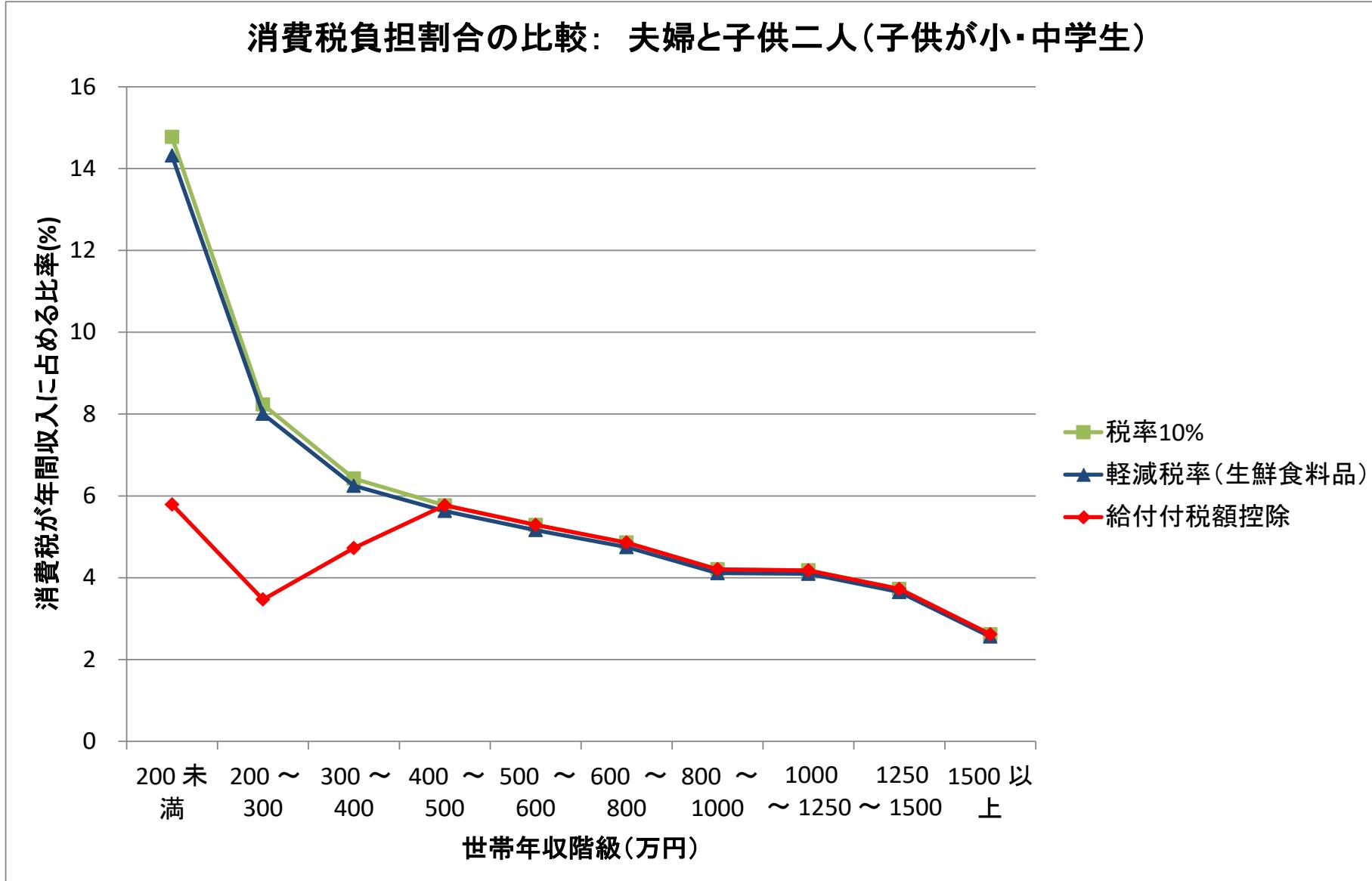
## 給付者数と財源

世帯年収	300万円未満	300～400万円
大人	3万円 (864万人)	1.5万円 (819万人)
子供	3万円 (140万人)	1.5万円 (225万人)

財源

4600億円

# 低所得者の負担軽減効果比較：夫婦と子供二人世帯



注：生鮮食料品支出が食料品全体に占める割合(年収400万円未満で32%、年収400万円以上で30%)を仮定  
出所：全国消費実態調査を基に日立コンサルティングの協力を得て筆者作成

# 立憲民主党 政策集2024

## フェアな分配・再分配

- ・所得税については、「分厚い中間層」を復活させるため、勤労意欲の減退や人材の海外流出等の懸念に十分配慮した上で累進性を強化します。また、所得控除から税額控除へ、さらに税額控除から「**給付付き税額控除**」への転換、基礎控除の拡充をはじめとした諸控除の見直し等により、所得再分配機能を強化し、高所得者に有利な税体系を中低所得者の底上げにつながるものに改めます。（再掲）
- ・消費税の逆進性対策については、軽減税率制度に代えて、中低所得者が負担する消費税の半額相当分を所得税から税額控除し、控除しきれない分を給付する「**給付付き税額控除**」（消費税還付制度）の導入により行います。併せて、迅速・簡素な給付の方法を検討します。（再掲）

# 国民民主党が提唱する 政策の4本柱

## ⑦「日本版ペーシック・インカム」(仮) 〔解説〕

# 略歴

法学博士。

(公財) 東京財団 シニア政策オフィサー

(一社) ジャパンタックスインスティチュート代表理事

財務省財務総合政策研究所特別研究官

1973年京都大学法学部卒業後大蔵省入省。

英国駐在大蔵省参事、証券局調査室長、主税局調査

課長、税制第二課長、総務課長、東京税関長、

2004年プリンストン大学で教鞭をとり、2006年財務省財務

総合政策研究所長を最後に退官。

その間大阪大学法学研究科教授（1998－01年）、東京大学客員教授、コロン

アロースクール客員研究員。

2010年－2012年政府税制調査会専門家委員会委員

文化審議会委員、経産省有識者会議座長

現在 内閣官房（現デジタル庁）マイナンバーWG構成員

内閣府タスクフォース委員、

- 「日本の消費税 社会保障・税一体改革の経緯と重要資料」（中央経済社）
- 『デジタル経済と税』（日本経済新聞出版社）
- 『税で日本はよみがえる』（日本経済新聞出版社）
- 『未来を拓くマイナンバー』（共著・中央経済社）
- 『消費税 常識のウソ』（朝日新書）
- 『日本の税制 何が問題か』（岩波書店）
- 『給付つき税額控除』（共著・中央経済社）等。

